

よくある質問 Q&A

● 前年中、所得がなくても申告は必要ですか。

問1 私は病気療養中で前年に収入がまったくなかったのですが、市役所から市民税・県民税の申告書が送られてきました。申告をしなければいけないのでしょうか？

答 前年中に収入がなかったという申告をしてください。収入がなかった場合には申告書下欄「通信欄」に必要事項をご記入のうえ税務債権課まで提出してください。

このように、収入がない人で市民税・県民税が課税されない人に対しても収入状況確認のため申告書を送付する場合があります。なお、申告書が提出されないと収入状況が不明なため、各種証明書（所得・課税証明書等）の発行ができません。また国民健康保険税の算定や児童手当の認定等に支障をきたす場合があります。

● 所得よりも控除のほうが大きいのに市民税・県民税はかかるのですか。

問2 所得金額から控除額をひくとマイナスになりますが市民税・県民税はかかるのですか？

答 かかることがあります。

市民税・県民税は均等割と所得割の2つの部分により構成されています。このうち所得割については所得よりも控除が多ければ税額は発生しませんが、均等割については一定の所得がある方に対して課税されます。

市民税・県民税の非課税基準

◎均等割も所得割も非課税

- ① 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者の場合（合計所得金額） **135万円以下**
- ② 生活保護の規定により生活扶助を受けている人

◎均等割非課税

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合（合計所得金額） **38万円以下** 
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合（合計所得金額）

$$28万円 \times \text{本人+同一生計配偶者+扶養親族※の合計人数} + 26.8万円$$

ご夫婦2人の場合 $(280,000円 \times 2人) + 268,000円 = 828,000円$ 以下

◎所得割非課税

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合（総所得金額等） **45万円以下** 
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合（総所得金額等）

$$35万円 \times \text{本人+同一生計配偶者+扶養親族※の合計人数} + 42万円$$

ご夫婦2人の場合 $(350,000円 \times 2人) + 420,000円 = 1,120,000円$ 以下

※ 控除対象外となる16歳未満の扶養親族も含まれます。

● アルバイトをしたときの源泉徴収票がない方

問3 源泉徴収票がない場合はどうしたらよいのですか？

答 給料支払明細書等がある場合は、その給料明細書を添付してください。

給料支払明細書がない場合は、申告書裏面「日雇大工・左官などの人および源泉徴収をしていない事業所や日給制の職場で働いている人の記入する欄」に、月別に収入金額を記入してください。その場合、支払者の住所・事業所名・電話番号も忘れずに記入してください。

※なお、生命保険料、地震保険料など自分が支払ったもので所得控除となるものがある場合は、その証明書も一緒に提出してください。

● パートで働いている場合の税金は…？

問4 私はパートで働いており、その給与収入は102万円です。サラリーマンの夫(合計所得金額1,000万円以下)^{※1}は私を扶養にしています。私は所得税はかかっていませんが、市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。給与収入が103万円までは、税金がかからないと思っていましたが…？

答 給与収入が103万円以下でも市民税・県民税が課税になる場合があります。
あなたの場合、給与収入が102万円ですので、下表100万1円～103万円に該当し市民税・県民税がかかります。^{※2}

あなたのパートの給与	所得税	市民税・県民税 ^{※3}		夫の所得税及び市民税・県民税	
		均等割	所得割	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	×	×	×	可	×
93万1円～100万円	×	かかる	×	可	×
100万1円～103万円	×	かかる	かかる	可	×
103万1円～201万5,999円	かかる	かかる	かかる	×	可 ^{※4}
201万6,000円	かかる	かかる	かかる	×	×

※1 夫の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除は受けられません。
 ※2 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で合計所得金額 135 万円以下の人や生活保護の規定により生活扶助を受けている人は非課税となります。
 ※3 問2により、非課税となる金額が算出できます。
 ※4 パート収入103万1円から201万5,999円の方の配偶者特別控除は、10ページの給与収入額の段階に応じて控除が受けられます。

● 給与以外に収入がある場合にはどうすればいいですか。

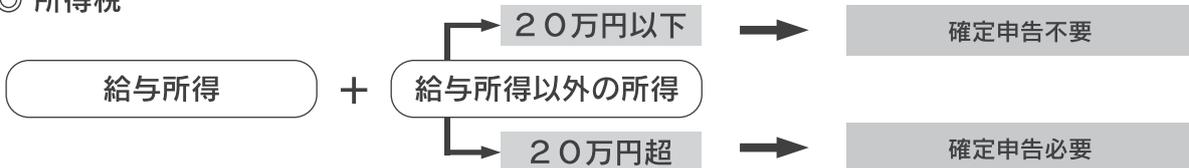
問5 給与収入以外に農業や不動産などの副収入がある場合にはどうすればいいですか？

答 副収入の多少にかかわらず申告が必要です。
 たとえば、会社勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書いたり、講演をしたりして給与以外の所得(支払われた報酬から必要経費を差し引いた残額)が18万円あったとします。
 この場合、市民税・県民税では原稿料や講演料を支払う時に源泉徴収する制度がなく、前年の給与所得と給与所得以外の所得とを合算して税額を計算することとされているため、副収入の多少にかかわらず申告が必要です。
 しかし、所得税については原稿料や講演料が支払われる時点で源泉徴収されていることなどから、給与所得や退職所得以外の各所得の合計額が20万円以下であれば、確定申告は不要です。ただし、20万円を超えると確定申告は必要となります。

◎ 市民税・県民税



◎ 所得税



● 退職後の市民税・県民税はどうなりますか。

問6 会社を退職しました。給与天引きしていたのに退職後に自宅へ納税通知書が届いたのですが？

答 市民税・県民税は前年中(1月～12月)の所得について年税額(年間に納める税額)を決定し、当年度市民税・県民税として課税されます。そして、給与天引きは年税額を6月から翌年の5月までの12回に分割して納める方法のため、途中で退職された場合にはそれ以降の分を納めることができません。そのため、退職時に会社で残りの月額分を徴収し一括で納めていただくか、そうでない場合は納税通知書によりご自分で納付していただくことになります。
 なお、再就職した場合は、給与天引きに切り替えることも可能です。再就職先の給与係にお尋ねください。

● 会社勤務なのに申告書が届いたのはなぜでしょうか。

問7 現在、会社勤務をしていますが、市民税・県民税の申告書が届きました。なぜでしょうか？

答 会社員の場合は、勤務先の会社からあなたの1月1日現在の住所(又は居所)の市町村へ給与支払報告書(源泉徴収票と同じ内容)が提出されるので、通常は市民税・県民税の申告は必要ありません。

しかしながら、給与支払報告書が提出されていない場合や、会社から提出があったとしても、年の途中で就職、退職されているため年収が確定できない場合がありますので申告をお願いすることがあります。

● 夫の扶養になっているのに申告書が届いたのはなぜでしょうか。

問8 私は会社員の夫の扶養になっていますが、市民税・県民税の申告書が届きました。なぜでしょうか？

答 夫が昨年の年末調整で妻を控除対象配偶者にしていない場合、妻は税法上の扶養となっていません。申告書通信欄に扶養者の住所・氏名・続柄を記入して提出してください。

また、夫が確定申告をして妻を控除対象配偶者にすると所得税が還付となり、市民税・県民税も減額になる場合があります。

● 能美市外に住んでいるのに能美市の申告書が届いたのはなぜでしょうか。

問9 昨年4月に就職して県外に住んでいる息子あてに市民税・県民税の申告書が届きました。息子は会社で年末調整をしているのですが、能美市に申告書を提出しなければいけないのでしょうか？

答 市民税・県民税申告書は令和7年1月1日の住所地に提出する必要があるため、1月1日現在の住民票記載住所が能美市となっている方に申告書を送付いたしました。

他市町村で課税されているのであればご連絡ください。

● 個人年金は課税の対象になるのでしょうか。

問10 私は昨年より個人年金を受給していますが、課税の対象になるのでしょうか？また、申告は必要なののでしょうか？

答 私的年金(個人年金など)の保険形式の個人年金は、**公的年金等以外の雑所得**になり、課税されます。課税される所得の金額は、その年の支払を受けた年金額(以下、「年金額」という。)から、年金額に対応する保険料又は掛金を差し引いた残りの金額です。これを他の所得と総合して申告する必要があります。

[所得の計算方法]

支払を受けた
年金額

—

年金額に対応する
保険料又は掛金

=

雑所得(その他)

● 公的年金等の受給者で市民税・県民税や所得税がかからない範囲

問11 公的年金等の受給者で市民税・県民税や所得税がかからない範囲とは…?

答 あなたの世帯構成と年齢に応じて、下記の表を参考にしてください。年金収入金額がこの金額以下であれば市民税・県民税や所得税がかからないという目安です。(金額はすべて年額です。)

世帯構成	年齢	市民税・県民税		所得税
		令和7年度均等割も 所得割もかからない	令和7年度所得割が かからない	令和6年分所得税が かからない
単身 ※1	65歳以上	1,480,000円以下	1,550,000円以下	1,580,000円以下
	65歳未満	980,000円以下	1,050,000円以下	1,080,000円以下
夫婦 ※2	65歳以上	1,928,000円以下	2,220,000円以下	1,960,000円以下
	65歳未満	1,470,667円以下	1,860,001円以下	1,513,334円以下

※1 社会保険料控除やその他の控除は含まれていません。

※2 収入が公的年金のみの夫で妻(70歳未満)の扶養を申告している場合を想定しています。
社会保険料控除やその他の控除は含まれていません。